

ASAURA Minimum Complete

『【過去5年】勝負のキメ肢 徹底分析H29合格戦略会議』

辰巳法律研究所司法書士
専任講師 朝倉日出男

債権者平等の原則

債務者に対して債権者が複数存在する状態で、債務者の総財産が全債権者の債権総額より少ない場合、各債権者がその債権額を按分比例して分けること。

早いもの勝ち
はダメだよ。



先取特権



法律が一般の債権と比較して特に保護すべき債権の種類を指定して、優先的に弁済を受けられる特権を与えた制度。

マンションの借主が、家賃を滞納して、家財道具が競売にかけられた場合、滞納した家賃分に関して大家さんは法律上当然に、他の債権者より優先的に弁済を受けることができる。

一般の先取特権



1. 共益費用

各債権者の共同利益のためになした、債務者の財産の保存、清算又は配当に関する費用(307条1項)。

ある債務者の有する債権が消滅時効に掛かりそうな場合、一人の債権者が代位して時効中断措置をとった場合、結果他の債権者の債権も保全される。この中断に要した費用。

一般の先取特権



2. 雇用費用

給料その他債務者と使用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権(308条)。

労働者の未払い賃金は通常少額であること、また、労働者の生活を保護する意味合いから優先回収が認められている。

一般の先取特権



3. 葬式費用

債務者のためにされた葬式の費用のうち相当な額及び債務者がその扶養すべき親族のためにした葬式の費用のうち相当な額(309条1項、2項)。

資力が少ないものにも葬儀をあげることができることが趣旨。

一般の先取特権






4.日用品の供給

債務者又はその扶養すべき同居の親族及びその家事使用人の生活に必要な最後の6か月間の飲食料品・燃料及び電気の供給(310条)。

債務者の生命を政策的に保護する趣旨。

動産の先取特権相互間の優先順位

- ①  特権
- ②  特権
- ③  特権

※ 動産保存の先取特権者間では、後の保存者が優先。

例外① 第1順位の先取特権者は、債権取得の当時、第2・第3順位の先取特権者がいることを知っているときは、それら者に優先しない。

例外② 第1順位の先取特権者は、第1順位者のために物を保存した者に優先しない。
